



公益財団法人沖縄県平和祈念財団への予算措置に関する陳情

2021(令和3)年11月24日

沖縄県知事 玉城 デニー 様

陳情者

沖縄県糸満市字摩文仁444番地

公益財団法人沖縄県平和祈念財団

会長 金城克也



公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、「沖縄全戦没者の御靈を慰靈し、悲惨な戦争体験を風化させないため平和祈念及び平和発信に資する事業を行うとともに、靈域の尊厳を守るため追悼施設及び関連施設の維持管理に必要な事業を行い、もって世界の恒久平和に寄与すること」を目的として設立されております。

設立の経緯は、昭和32年摩文仁をはじめとする靈域の統一管理を目的として、市町村の支援を得て靖国神社奉賛会沖縄地方本部として発足し、昭和35年に財団法人沖縄戦没者慰靈奉賛会が設立認可され、数回の改正後、平成25年から現在の公益財団法人に移行しております。

現在は、国立沖縄戦没者墓苑のほか、全国46都道府県及び同窓会等の団体により建立された慰靈塔・碑と併せて、関係者が減少し管理経費の支払いのない未契約の慰靈塔・碑についても、当財団の設立趣旨や参拝者の心情を顧慮して清掃管理を行っている状況であり、慰靈塔・碑の清掃管理委託料や県の補助金、平和祈念公園及び平和の礎の指定管理料、寄付金などで運営費を賄っております。

しかし、昨今の人件費や諸費用が上昇する中、県の靈域清掃管理事業補助金は年々削減され、平成15年度の15,354千円が今年度は7,100千円へと半減しております。また指定管理料は、平和祈念公園が平成18年度34,909千円から今年度37,207千円、平和の礎は平成18年度21,130千円から今年度20,822千円とほぼ同額で推移しております。

財団を安定的に運営するために、補助金については平成15年度水準までの増額が必要であります。また指定管理料については、人件費や諸経費を積算し、特に毎年の最低賃金の増額分などに適切に対応していただく必要があります。

つきましては、このような状況をご理解賜り、早急に予算措置をご検討いただきますようお願い申し上げます。